

競売の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの

【最終改正：平成 26 年 3 月 24 日（金融庁告示第 22 号）】

証券取引所名	規制の対象となる立会外取引の区分
東京証券取引所	ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるToSTNeT取引
大阪取引所	J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるJ-NET取引
名古屋証券取引所	N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定めるN-NET取引
札幌証券取引所	立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例に定める立会外取引
福岡証券取引所	立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例に定める立会外取引